

Title	コメント2 民国期、福建南西部の社会構造と土地問題について
Author(s)	山本, 真
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2007, 2, p. 79-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/27030
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

コメント2

民国期、福建南西部の社会構造と土地問題について

山本真

はじめに

福建南西部に位置する龍巖地区は、1929年の紅軍の進攻以降、1934年まで断続的に共産党の支配化におかれ、土地革命が実施された。さらに共産党から同地区を奪回した第十九路軍による「計口授田」や国民政府による「扶植自耕農」政策も実施され、民国後期の土地政策を研究する上においては格好の事例を提供している。特に土地債券発行による土地の有償での収用と耕作者への廉価での払い下げが実施された1940年代の龍巖県での試みが、その後の国民党政権による台湾農地改革の原型として注目されていることは陳淑銖氏の研究に詳しい¹。



龍巖地区位置図

1. 福建南西部の社会構造と土地革命

ところで、本コメントで注目したいのは龍巖県を含む福建南西部の社会構造と、それに密接な関係をもつ土地所有形態である。福建南西部を流れる汀江（潮州に達する）流域では耕地が希少である一方、自然資源に恵まれ、河川交通が可能であったため、林業、手工業（竹紙・煙草・印書業・鉄器製造）・運輸業（荷担ぎ人夫）などに従事する者が多数存在した²。例えば民国『上杭県志』は以下のように記載している—「泥水工匠の才溪及紫金山麓附近より出ずる者総計数千人之多き有り。（中略）才溪工人の漳泉へ赴き工程を承包し、利を獲する者多し」、「本県旧有の鉄炉七座（中略）計工人数千、産鉄甚だ盛なり（中略）鍛鉄工人は北区梅溪郷より産ずる多し。就中、穀坑藍姓は幾ど全郷に於いて皆鉄工を業とする」³。このように当該地区では男は出稼ぎにより現金収入を稼ぎ、女は一家の口糧確保のため耕作を担う、という分業構造が形成されていた。すなわち当該地区の土地問題を考察する時、米の栽培自体は一家の主要な収入源ではなく、地主の搾取を廃止する土地改革

¹陳淑銖『從減租到扶植自耕農—抗戰時期至戰後国民政府的土地改革』台北、文史哲出版社、2002年、所収；陳淑銖「閩変前後福建的「計口授田」政策、民国二十一年五月至二十三年元月」（『中国歴史学会史学集刊』第24期、1992年7月）。

²蔡麟『汀江流域の地域文化と客家』風響社、2005年、第三章。同書では汀江流域の社会経済にも示唆深い考察が行われており、筆者の参考とするところである。

³張漢等修・丘復等纂、民国『上杭県志』卷、実業志、1939年修、上杭県、啓文書局、上海書店出版社、2000年影印。

だけでは地域経済の発展が期し難かったことには十分に留意しなければならないだろう。



写真 1、上杭県旧県郷—福建南西部の典型的な景観である。（筆者撮影）



写真 2、上杭県南部の集落と棚田（筆者撮影）

次に共産党や国民党による土地政策のあり方を規定した地域の土地所有状況を一瞥したい。共有田の総土地面積に占める比率は、福建西部では 50%以上とされ、沿海地区の 20～30%程度をはるかに上回っていた。より具体的には永定県では公田が総土地面積の 48%を占める一方、個人地主は僅か 6%の土地を占めるのみであり、なかでも同県下洋鎮中川村では公有地が村の土地の 70%を占めた。また、上杭県でも全県平均で公有地が 45%を占めていた⁴。このように福建南西部では耕地が希少であり、その希少な耕地の相当部分は共有田により占められていたのである。また民国『上杭県志』が「祠墓各々田有り、以て祭祀に資す（中略）其の充裕なる者、子弟の学費・試費及び各種花紅獎金を補助する有り。その余は丁口に按じて穀を發して飢饉を濟う。婚嫁・喪葬に無力なる者には亦酌量し資助す。此の項産業は大族私房を論ぜず多く之有り、惟厚薄等しからざるのみ」⁵と述べているように、共有田はすなわち族田であったと考えられ、その同族結合の強固さが読み取れるのである。



写真 3、永定県下洋鎮中川村胡氏宗祠

⁴「福建省龍巖区永定県各階層土地改革前後土地占有变化表」、「福建省龍巖区上杭県各階層土地改革前後土地占有变化表」（福建省政府土地改革委員会編印『福建省土地改革文献彙編』（下編）、1953年）76頁、79頁。「福建省共有田調査」（華東軍政委員会土地改革委員会『福建農村調査』、1952年）109頁。

⁵民国『上杭県志』卷 20、禮俗志。

さて、一般に宗族結合の発達には階級対立を融和する機能をもつように見なされるが、これにも関わらず、1920年代末に共産党による土地革命に多数の参加者が出た理由は民国に入ってから地場産業の衰退に求められよう。すなわち宗族間のみならず宗族内においても生存競争が激化していたと考えられる。例えば衰退の傾向が著しかったのはタバコ産業であった。永定県では清代においてタバコ産業が繁栄し、その収益により巨大な土樓群が建築された。しかし、清末より外国産の紙巻きタバコが流入すると永定の刻みタバコは販路を奪われる傾向にあった⁶。また福建の土紙は民間信仰での需要により、タバコほど洋貨による打撃を受けたとは思われない。それでもある日本の調査資料は「福建省ノ製紙業モ十数年前ヨリ漸次衰退シ来ル由ニテ殊ニ一大輸出先タリシ台湾カ日本ノ版図ニ帰シテヨリ西洋紙及日本紙ノ藁紙等勢力ヲ有スルニ至リ福建紙ノ販路ヲ浸食シタル」という状況を指摘している⁷。その結果、失業した労働者・農民は兵隊になるか土匪となる状況が発生し⁸、そして治安の悪化が一層経済を衰退させるという悪循環が発生したと考えられる。また先に紹介した上杭県才溪郷では1927年以降社会情勢の混乱により建築の仕事が減少したため、3000人の左官が故郷にもどり農民起義に参加したという⁹。さらに才溪郷では1930年代初頭には青壮年男性人口の80%が紅軍として動員された。もちろん、この動員率の高さには、紅軍兵士への優待、さらには児童団員、少年先鋒隊員として青少年層を共産党員として教育したという共産党の政策上の巧みさも貢献したであろう¹⁰。しかし男は外郷に出稼ぎに行き、女が農耕に従事するという地域の生活様式・民俗的背景抜きには、以上の紅軍への動員率の高さは説明できないであろう。

以上述べてきたように、福建南西部では相当数の民衆が共産党による暴動に参加しているのであるが、その一方で、頑強に共産党に抵抗した地区が存在したことにも注目したい。そうした地区では商業や華僑送金に経済的基盤を置く有力宗族が存在していた。例えば龍巖県適中鎮の謝姓宗族や永定県下洋中川村の胡姓宗族(中川村は香港の富豪胡文湖の故郷、その宗祠は写真3を参照されたい)は有力な指導者の下、その地盤を守り抜くことに成功した(これら地区では土地分配は行われなかった)¹¹。なお一般に共産党勢力が地域に浸透する場合、宗族間、村落間の矛盾が積極的に利用されたが、適中では宗族結合と民間信仰による結合が複合的に地域社会を形成しており、そのことが共産党の浸透を阻む大きな要因となったと思われる。明代中葉(15世紀)に開始された適中の蘭盆盛会は鎮内最大の寺廟白雲堂の遊神行事であり、主神聖王公が鎮内の各村を巡行した。蘭盆盛会の挙行組織は陳家隆戸・林芳高戸・頼朝英戸・頼万良戸・頼明高戸・謝陽高戸・謝陽明戸の4姓7戸

⁶福建省龍岩地区煙草志編纂委員会編『福建省龍岩地区煙草志』福州、福建科学技術出版社、141、148頁。

⁷『福建事情実査報告』廈門、三五公司、1908年、16頁。

⁸「中共福建省委關於閩西政治經濟狀況与今後工作方針的決定(1929年3月8日)」中央檔案館・福建省檔案館編『福建革命歴史文件匯集』Vol.4、福州、福建人民出版社、1987年)120-121頁。

⁹劉忠「才溪郷的土地革命」(『上杭文史』1期、1982年)。

¹⁰中共才溪鎮委員会・毛沢東才溪郷調査記念館編『才溪人民革命史』北京、北京広播学院出版社、1997年、26-52頁。

¹¹山本真「福建西部革命根拠地における社会構造と土地革命」(『東洋学報』87巻2号、2005年)。

である。適中では宗族の支派である「戸」が郷約により結びつき、蘭盆盛会を挙げてきた¹²。以上のように、適中では血縁と地縁関係により社会の連帯が維持されてきたのであり、こうした地区への共産党勢力の浸透は困難であったと考えられる。またその他の類似事例としては上杭県蛟洋・古田地区¹³や連城県姑田地区（紙の産地であり宗族や民間信仰を通じた地域の結合が強かった）¹⁴が挙げられよう。それゆえ共産党が非自律的で組織化が弱い地域社会に容易に入り込んだという見解は、少なくともこれらの地区には当てはまらないのである。



写真 4、龍巖県適中鎮仁和村の謝姓による方形土楼（筆者撮影）

2. 伝統的土地所有制度と国民政府による土地整理

次に以下では 1930 から 1940 年代にかけて、国民政府による土地整理事業が直面した問題を考察する。これは名義上の「戸」による納税が広く行われていたという清代以来の福

¹²劉永華「文化伝統的創造与社区的変遷—關於龍巖適中蘭盆勝会的考察」（『中国社会經濟史研究』1994年3期）。

¹³山本真「革命と福建地域社会—上杭県蛟洋地区の地域エリート傅柏翠に着目して（1926—1933）」（『史学』慶応義塾大学三田史学会、75巻4号、2007年3月）。

¹⁴連城県姑田地域社会については劉曉華・楊翊、ウチラルト・三尾裕子訳「宗族社会と民間信仰—三つの客家村における民間信仰の人類学的考察」（三尾裕子編『民俗文化の再生と創造』風響社、2005年、所収）を参照されたい。姑田民団については「連城營進剿姑田団匪」（『紅色中華』第二次全蘇特刊、1934年1月、所収）。

建の社会構造に起因し、政府は実在の納税者を容易に把握できないという問題であった。これについて、ある土地行政官僚は次のように報告している。

閩省各県の丁米冊に掲載する某口・某戸は多くは某堂・某号及び吉祥の字である。全く真正の糧戸の姓名ではなく、皆旧有の花名（戸籍簿上の名義—引用者）を沿用している（中略）前代の田産を継承し、その戸名を受け継いでおり、実際とかけ離れ弁別する方法が無い¹⁵。

また民国『龍巖県志』賦税志、張廷球按語には以下の興味深い記載がある。

甲ごとに一姓の拠るところとなっている。実際に田地を管理し納税する者は数十人を下らないが、官の簿冊に登録された納税戸は寥寥たるものに過ぎない¹⁶。

以上は康熙年間の情景であるが、ここから宗族による納税請負或いは団体的納税が行われていたことが窺われる。また鄭振滿氏は清中葉前後において、福建各地は次々と里甲大当の役を革除し、表向き里甲戸籍を賦役徴集の単位とすることはなくなったが、官府が未だ各花戸（納税戸）の田糧実数を直接把握できなかったため、実際には賦税徴集と徭役の課派において「総戸」¹⁷などの旧里甲戸籍の助けを借りなければならなかった、と指摘している¹⁸。さらに陳支平氏も祖先の戸籍が族人により数世代に亘り踏襲されていたことを明らかにしている¹⁹。こうした事態は民国期に至っても継続しており、福州郊外の義序を考察した林耀華の研究によれば「官府は田賦と契税の徴収を祠堂に任せている。祠堂は房支ごとに徴収し官に納入したので、官府は自ら徴税に労力を使わなかった」という²⁰。さらに1915年刊行の『龍巖州陳錫慶堂族譜』戸籍紀、戸口も康熙年間より民国初期に至るまで同一の戸名により納税が継承されてきた事実を明らかにしている²¹。

こうした現実に直面し、地域社会の掌握を急ぐ国民政府は1930年代半ば以降、日中戦争時期までの期間に「土地編査」を実施した。これは一筆ごとに簡易測量を実施した後に、所有者による自己申告と相互対照する措置であった²²。その結果、福建各県の被課税耕地

¹⁵李奮「福建省田賦研究」（蕭錚主編『民国二十年代中国大陸土地問題資料』台北、成文出版社、1977年）3070頁。

¹⁶「每一甲為一姓所據。實在管田完糧者、不下數十人、而冊開花戸、殊寥寥也」（馬獻、杜翰生等纂（民国）『龍巖県志』賦税志、張廷球按語、1920年刊行、台北、成文出版社、1967年、影印）。

¹⁷「総戸」が里甲戸籍の里長戸籍であり、戸名が代々受け継がれたことは、広東珠江デルタを事例とした片山剛氏の研究により明らかにされている。片山氏は「里長戸＝総戸はひとつの同族、ないしはその支派全体をさす課税単位であり、生活単位としての個別家族を意味するものではなかったと考えられる」と述べている。片山剛「清代広東省珠江デルタの図甲制について」（『東洋学報』63巻3・4号）1982年。

¹⁸鄭振滿『明清福建家族組織与社会変遷』長沙、湖南教育出版社、1992年、253-256頁。

¹⁹陳支平『近五百年來福建的家族社会与文化』上海、三聯書店、1991年、96頁。

²⁰林耀華『義序の宗族研究』北京、三聯書店、2000年、第3章宗族組織的功能 第4節族外交渉。

²¹陳耀東纂修『龍巖州陳錫慶堂族譜（陳四戸大宗譜）』錫慶堂藏版、1915年、上海図書館蔵。

²²林欽辰「福建地政概況」（『福建文史』第13輯、1986年）108頁。

面積は平均して約 2 倍以上にまで増加し²³、土地の等級と課税基準（科則）が設定されると²⁴、課税額も 10 数%から 2 倍程度まで増加した²⁵。また 1941 年に田賦額 1 元を米 2 斗に換算したものを 1942 年には 3 斗に換算するなど、税額を実質 50%まで増加させた。加えて、同時に糧食の借り上げと公糧の徴収が実施され、徴収実額は 1941 年の 132.9 万市石が 1945 年には 415.5 万市石にまで上昇した²⁶。

また、土地登記を実在の姓名で行わせ、祀産の場合は管理人の住所姓名を調査することや²⁷、「土地編査」に伴い旧来の土地権利を民法上の権利に読み替えることも試みられた。その内容は以下のようなものである。すなわち、法律に符合しない土地権利の名称は一律廃止する。廃止すべき地権のうち民法物権編の規定する地権の名称と類似するものはそれぞれ訂正する。所有権に類似するものの、権利が微小なもの（「売田不売糧」、「借戸完糧」等）については、地方においてその形成の原因や習慣を調査した上で、弁法を議定するか、無条件で革除するか、補償を給付する、というものであった²⁸。

以上の税率の上昇、法規の整備にも関わらず、「土地編査」後も土地の細分登記を根絶することは困難であり、地籍冊上の所有権者と戸籍上の人名を一致させることも容易ではなかったと思われる²⁹。1945 年の章振乾による調査では「彼（田糧処人員一山本）は適中に多年住み地主と交流がある。普段地主から田賦を徴収する外、常に地主の委託を受け、地主に代わり変名で登記を行った」と、地主と田糧処人員との癒着が指摘している³⁰。国民政府は理念としては大戸に対する累進課税を念頭においていたが³¹、田糧処人員と地主との結託の下、架空名義による土地の分割登記が横行したのである。

このように「土地編査」を通じて政府による田賦徴収能力が上昇したことは確認できるものの、宗族や名義上の「戸」による土地の掌握が完全に解消されたわけでもなかった。また、徴税の不公平性に対する抗議は戦時期に発足した県参議会から提起されており、政府に対する不満も増大したといえる³²。

²³「各県土地編査完成後溢増畝額及賦額 民国二十六年—民国三十年」（『統計副鐫』52 期、1943 年 1 月）福建省檔案館蔵。

²⁴福建省地政局編印『福建省地政工作報告』1947 年、1-3 頁。

²⁵前掲「各県土地編査完成後溢増畝額及賦額」。

²⁶福建財政史編輯委員会編『福建財政史』（上）厦門、厦門大学出版社、1989 年、255 頁。

²⁷「業権調査、応調査其真實姓名及住址、不得沿用「某堂」「某記」等字樣。但祠社寺廟得書某姓某人祀産或某寺廟某团体名称。并応調査管理人姓名住址及門牌」（『福建省地政局土地陳報編査暫行規定』）蘇宗文「福建省辦理土地陳報之經過」（蕭錚主編『民国二十年代中国大陆土地問題資料』台北、成文出版社、1977 年）20284 頁。

²⁸『福建省土地編査実施經過』1940 年（福建省檔案館蔵、民国時期歴史資料、6-5-4）頁数記載無し。

²⁹陳鼎元主編・屠劍臣編述『扶植自耕農在龍巖』龍巖、龍巖县政府・龍巖県地権調整辦事処印、1948 年、51-52 頁。

³⁰「在適中多年、與地主有交往。平日除向地主征收田賦之外、經常受地主之託、替他們登記化名」（章振乾「閩西農村調查日記（一九四五年四月—七月）」（『福建文史資料』第 35 輯、1996 年）73 頁。「閩西農村調查日記」は福建省研究院により実施された調査メモを文史資料に復刻掲載したものである。なお、原件は福建省檔案館に所蔵されていることを確認した（章振乾「一九四五年閩西農村調查日記」福建省研究院檔案、7-1-384）。

³¹張開璉「十年來福建之糧政」（福建省銀行經濟研究室編『福建十年』福建省銀行總管理処發行、1945 年）、119 頁。

³²陳文「古田県土地清丈及評定税經過」（『古田文史』3 輯）1983 年。

ところで、冒頭に紹介した国民政府による「扶植自耕農」政策は、土地調査を実施した上で、土地徴収と払い下げを実施した。この改革は複雑な土地権利関係を一旦白紙に戻すことを通じて、「土地法」に基づく国民政府独自の新たな秩序を浸透させる試みであったとも読み取れる。耕地が希少で農業にだけ依拠しては生計が成り立ち得ない当該地区において、土地の均等配分は経済的には限定的な意義しか持ち得なかった。しかし、重層的な土地権利関係の整理という側面においては「扶植自耕農」政策は実験的な意義を有したようにも思われる。しかし、その実施範囲は資金的制限も有り 1 県に限られたのである。

おわりに

最後に、今後注目すべき課題を提示してコメントを締めくくりたい。近年中国近現代史研究では、戦時総動員体制下での国家権力の地域社会への浸透と、1950 年代以降の社会統合とを連続的な視角から考察することが重要な課題となってきた³³。これを福建での土地政策の事例に引き付けて論じるなら、日中戦争時期、国民政府が学田の任意の売却を禁止し、さらに「国民教育基金」として、宗族所有の土地・財産を公教育普及のために拠出させた措置は、宗族的土地所有に対する国家の統制・介入と見なせよう³⁴（ちなみに 1943 年度全福建省で「国民教育基金」田は 62,631 畝に上っていた）³⁵。しかし、同時に基金の管理を委ねられた在地有力者（基金の理事）によるその私物化という側面も無視できない。それゆえ、今後は土地行政を土地行政として単独で考察するのではなく、戦時期の地方行政制度、すなわち保甲制度や戸籍制度（徴兵制度）と併せて考察を行うことにより、国家権力による地域社会掌握の実態及び地域有力者層荷による国家権力の侵食を、トータルに把握していくことが肝要となろう。

³³奥村哲『中国の現代史：戦争と社会主義』青木書店、1999 年。

³⁴杜香芹「論国家、宗族与郷紳的關係」（『福建社会主義学院報』2004 年第 1 期）。なお 1941 年 10 月の「保国民学校及郷鎮中心学校基金徴収辦法」「国民教育実施綱領」に基づく。制度面及び広東での実施実態については朝倉美香『清末・民国期郷村における義務教育実施過程に関する研究』風間書房、2005 年、第 9 章を参照されたい。

³⁵「福建省教育庁關於実施国民教育第二期工作概況報告書」（1943 年 1 月－1945 年 12 月）中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料匯編』第 5 輯第 2 編、教育（1）、南京、江蘇古籍出版社、544 頁。